

保護者の方へ

保育所におけるアレルギー対応について（お願い）

アレルギー疾患により保育生活上、特別な注意が必要な場合は、次の内容に関して保護者の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

1. 生活管理指導台帳の提出について

- (1) 給食での食物除去やアナフィラキシー対応、ぜんそくやアトピー性皮膚炎などで特別な保育が必要となる場合は、医師の診断と指導に基づく別紙の「生活管理指導表」を入所承諾した保育所へ令和 年 月 日（ ）までに提出してください。

なお、指導表作成にかかる必要な経費については、保護者負担でお願いします。

- (2) 生活管理表に基づかない保育や食品除去は、お受けできません。
- (3) アレルギー疾患による特別な保育・給食を継続している期間は、最低1年に1回、生活管理指導表の提出をお願いします。

2. 給食対応について

- (1) 一般の給食材料での範囲内として「除去食」での対応となります。
- (2) 給食での除去は、「完全除去」か「完全解除」のどちらかで対応します。ただし、調味料や注意喚起表示の加工食品の除去については、生活管理指導表により摂取不可の場合のみ、除去対応します。
- (3) 食物除去の解除は、保護者記載による「アレルギー対応給食除去解除申請書」で行います。解除の際は提出をお願いします。
- (4) 除去することにより栄養価が不足する場合は、家庭の食事で補うよう配慮をお願いします。
- (5) 子どもの健康状況を毎日把握し、状況に応じて担任の保育士に報告してください。体調不良の場合にはアレルギー症状を引き起こしやすいので注意が必要です。

3. 緊急時等に備えた処方薬について

- (1) 保育所では、原則的にはお預かりしていません。また、緊急時の処方薬として「エビペン」の投与はできませんので、保育所入所前に滑川町・保育所・保護者の3者で十分な協議をさせていただきますので、ご協力をお願いします。

4. その他（情報管理について）

保育所における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、生活管理指導表の内容等のお預かりした情報は、滑川町及び保育所職員全員で共有させていただきますので、ご了承ください。